

# Bank Pay 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(1/2)

## (1) 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

株式会社NTTデータ(東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル)

## (2) 電子決済等代行業者の権限に関する事項

当社は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、金融機関を代理する権限を有しません。

## (3) 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

当社は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者とアプリ提供事業者間の契約(以下「利用契約」と言います。)に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用契約に基づき、アプリ提供事業者をして利用者に対し、利用者に生じた損害を賠償させることといたします。

## (4) 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

株式会社NTTデータ BankPay問合せ窓口

[bankpay\\_contact@kits.nttdata.co.jp](mailto:bankpay_contact@kits.nttdata.co.jp)

## (5) 登録番号

関東財務局長(電代)第116号 (2023年6月1日登録)

## (6) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

利用者から当社に対してお支払頂くべき手数料はありません。

## (7) 法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合にお

いて、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

金融機関が指定する上限額、若しくは利用者本人が指定する上限額のいずれかとなります。

## (8) 利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)

該当ございません。

## Bank Pay 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(2/2)

- (9) 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合には、その旨

当社は、本サービスの提供にあたり、利用者から識別符号等を取得します。

- (10) 金融機関との契約内容

金融機関様との契約内容については、こちらをご確認ください。

日本電子決済推進機構

<https://jeppo.jp/bankpay/dl/eg-dendaigyou.pdf>